

【 手術 】**８６９ ステリーテープのみの使用に対する創傷処理の算定について****《令和８年８月３１日》****○ 取扱い**

小児（６歳未満）以外の患者における、ステリーテープのみの使用に対するＫ０００創傷処理の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

創傷処理とは、厚生労働省通知※に「切・刺・割創又は挫創に対して切除、結紮又は縫合（ステープラーによる縫合を含む。）を行う場合の第１回治療のことであり、第２診以後の手術創に対する処置は「Ｊ０００」創傷処置により算定する。」と、示されている。ステリーテープとは傷口閉鎖を補強する被覆接合用テープであり、上記に合致しない。

以上のことから、小児（６歳未満）以外の患者における、ステリーテープのみの使用に対するＫ０００創傷処理の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について